

蕨都市計画地区計画の変更（蕨市決定）

新旧対照表

蕨都市計画錦町地区地区計画

	新				旧			
	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区
	12m	15m	21m	15m				
建築物等の高さの最高限度	<p><u>次のいずれかに該当する場合は、建築物等の高さの最高限度（以下「最高限度」という。）を適用しない。</u></p> <p><u>(1) この都市計画決定の告示の日（平成 8 年 3 月 26 日）において現に存する建築物であって、当該最高限度に適合しない部分を有するもの（以下「既存不適格建築物」という。）と主要用途が同一であるものの建替えで、当該既存不適格建築物の高さの範囲内で行うもの。</u></p> <p><u>(2) 既存不適格建築物の増築で、増築に係る各部分の高さが当該既存不適格建築物の高さの範囲内で行うもの。</u></p> <p><u>(3) 公益上やむを得ないと認められる建築物の建築で、あらかじめ蕨市都市計画審議会の意見を聴いたもの。</u></p>				12m	15m	21m	15m

※新旧対照表のうち、文言を整理した部分は省略しております。

資料2

蕨都市計画生産緑地地区の変更（蕨市決定）

新旧対照表

名称	面積（約ha）		変更内容	備考			
	変更前	変更後		当初決定	特定生産緑地の指定の有無	買取り申出が可能となる日（※）	買取り申出の理由
第1-1号	0.66	0.55	一部削除	H4.12.4	無	R4.12.4 (当初決定+30年)	当初決定から30年経過
第2号	0.12	0	廃止	H4.12.4	有	R14.12.4 (当初決定+30年+10年)	相続
第3号	0.07	0	廃止	H4.12.4	有	R14.12.4 (当初決定+30年+10年)	相続

（※）相続等以外の理由で買取り申出が可能となる日

生産緑地地区 変更概要図1/2,500

No. 1

